

## 「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会運営規則

令和3年8月6日

「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会

## (趣旨)

第1条 「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会（以下「委員会」という。）の運営については、以下のとおり定めることとする。

## (委員長)

第2条 委員会に委員長を一人置く。

2 委員長は委員会に属する委員のうちから、その互選により定める。

3 委員長は委員会を総括し、代表する。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理し、またはその職務を行う。

## (報告)

第3条 委員会の委員長は、ユネスコ「世界の記憶」関係省庁連絡会議に資するよう、委員会において調査審議した事項を、当該会議終了後に、文部科学省国際統括官に報告するものとする。

## (国際的性格の付与)

第4条 ユネスコから委員会の調査審議の事項に関するナショナル・コミッティの設定が要請されているときは、委員会はユネスコ「世界の記憶」プログラムにかかる一般指針の5の規定に基づき、日本ユネスコ国内委員会文化・コミュニケーション小委員会の承認を経て、我が国のナショナル・コミッティとみなすことができる。

## (会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかの案件に関する議事を除く。

(1) 委員長の選任その他人事に係る案件

(2) 上記のほか、委員長が、公開することにより会議の公平かつ中立な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件

## (会議の傍聴)

第6条 登録傍聴人は、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、委員長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(議事録の公開)

第7条 議事録は公開とする。ただし、第5条各号に掲げる案件の議事録は非公開とし、事務局は、この部分の議事要旨を作成し、公開するものとする。なお、この場合において、第5条(2)に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

(会議資料の公開)

第8条 会議資料は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより会議の公平かつ中立な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この決定は、決定の日(令和3年8月6日)から施行する。